

令和4年度  
第2回安平町町民自治推進委員会

議 案



日 時 令和4年9月30日（金）午後3時00分～

場 所 安平町役場総合庁舎 2階会議室

## 次 第

### 1 開会

### 2 委嘱状の交付 任期：令和4年7月14日～令和6年7月13日

### 3 町長あいさつ

### 4 委員自己紹介

### 5 議 事

#### (1) 委員長及び副委員長の選出について

○安平町町民自治推進委員会条例（抜粋）

（委員長及び副委員長）

第4条 推進委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

委員長：

副委員長：

#### (2) まちづくり基本条例と関連条例、委員の役割について [P1～]

#### (3) 町民参画推進条例に基づく町民参画手続の実施状況について

\* 令和4年度 4月～6月末までの実績 [P8～]

### 6 その他

### 7 閉 会

## (2) まちづくり基本条例と関連条例、委員の役割について

### ①関連条例の体系

- ・平成25年12月に公布した「安平町まちづくり基本条例」を平成26年12月26日に施行。
- ・このほか、「安平町町民参画推進条例」など、関連条例も施行。

| 条 例 名      | 内 容  |
|------------|--|
| ①まちづくり基本条例 | 安平町の憲法的な位置付け。行政・町民・議会のそれぞれの役割を担いながら、みんなが参加して「まちづくり」を進めるためのルールが規定 |

| 条 例 名                               | 内 容   |
|-------------------------------------|---|
| ②町民参画推進条例<br>(まちづくり基本条例<br>第12条)    | まちづくりへの町民参画と協働に向け、行政が実施する施策のうち、町民生活に大きく関連するものを企画・計画する場合には、事前に町民が参画し、意見や提案が行える制度をルール化。 |
| ③住民投票条例<br>(まちづくり基本条例<br>第13条)      | 町の将来を左右する重要事項の決定について、直接町民の意思を確認するため設けられた制度。いつでも住民投票ができるよう、条例を常設型としたことが特徴。             |
| ④議会基本条例<br>(まちづくり基本条例<br>第31条)      | 町民に身近に感じてもらい、信頼される創造力が豊かで存在感のある議会をめざして、議会の運営や議員が行うべきなどが定められた条例。                       |
| ⑤町民自治推進委員会条例<br>(まちづくり基本条例<br>第37条) | まちづくり基本条例や町民参画推進条例が、制定後も「きちんと運用されているか」「修正すべきところはないか」などの運用状況を確認するための町民組織として委員会を設置。     |

議会基本条例を除き、町（行政）として制定したこれらの条例には、その内容を分かりやすく説明する「逐条解説書」を作成。

町民には、逐条解説のダイジェスト版を全戸配布。町のホームページにも掲載している。

## ②まちづくり基本条例に基づく施策・事業について

| 根拠   | 主な実施施策・事業  |
|--|--|
| <b>第2章</b><br><b>情報の公開と共有</b><br><b>(第5条～第10条)</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報あびら、広報笑顔の発行</li> <li>・町ホームページの開設</li> <li>・分かりやすい予算書の発行</li> <li>・フェイスブック等による情報提供</li> <li>・文書管理システムの導入</li> <li>・議会中継（インターネット配信）</li> <li>・「あびらチャンネル」（防災行政情報告知ネットワーク構築事業）</li> <li>・審議会等の会議録の積極的公表</li> </ul> |
| <b>第3章</b><br><b>町民参画の推進</b><br><b>(第11条～第15条)</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワークショップ等による町民参画機会の創出</li> <li>・パブリックコメントによる意見募集</li> <li>・町民参画手続の職員マニュアル化</li> <li>・町民参画手続結果の定期的な公表</li> <li>・「ていあんくん」制度（安平町住民提案制度実施要綱の制定）</li> <li>・町民政策提案制度の実施</li> <li>・住民投票条例の制定</li> </ul>                  |
| <b>第4章</b><br><b>協働と連携協力</b><br><b>(第16条～第22条)</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会等交付金交付規則等による地域コミュニティ活動事業支援（各種団体に対する補助金等）</li> <li>・ふるさと納税制度を活用した「まちづくりファンド」「まちづくり事業支援交付金」制度の創設</li> <li>・地域間交流事業の実施</li> <li>・地域サポート制度の実施</li> <li>・町政懇談会</li> </ul>  |
| <b>第5章</b><br><b>政策活動の推進</b><br><b>(第23条～第27条)</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次安平町総合計画に基づく政策推進</li> <li>・各種政策分野ごとの個別計画策定</li> <li>・行財政改革の実施</li> <li>・町実施計画に附帯した行政評価の実施</li> </ul>   |
| <b>第6章</b><br><b>行政組織と職員</b><br><b>(第28条～第30条)</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1次職員定員適正化計画の策定</li> <li>・職員人材育成基本方針の策定</li> <li>・組織改革</li> <li>・自主防災組織の設立・運営支援</li> <li>・人事評価制度の本格実施</li> </ul>   |
| <b>第8章</b><br><b>町民、町長及び職員の責務（第33～36条）</b>         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治法及び地方公務員法の遵守</li> <li>・安平町公益通報の処理に関する規程の制定</li> </ul>  |
| <b>第9章</b><br><b>町民自治推進委員会と実効性の確保（第37～38条）</b>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・町民自治推進委員会によるまちづくり基本条例の運用状況の調査審議</li> <li>・町民自治推進委員会による町民参画の研究改善</li> </ul>   |

第1期目の委員会で調査審議

第2期目の委員会で調査審議

\* 第7章は、「議会の役割」であるため、町議会において各種取り組みを実施。

### ③安平町町民自治推進委員による提言書・申送書の提出について

#### 第1期委員会（平成29年2月20日提出）**提言書**

##### ①町民参画手続のさらなる標準化について

- ・ 条例改正や職員マニュアルの充実
- ・ 標準スケジュールの例示 など

##### ②審議経過の積極的な公開について

- ・ 各種審議会等の会議録を公開するページを設け、審議経過や結果の共有を図る

#### 【提言に基づく対応】

- ・ 町民参画手続に係る職員マニュアルの適宜修正や庁舎内周知の実施。  
→庁舎内における標準化を図る

#### 第2期委員会（令和元年7月12日提出）**提言書**

##### ①自治会・町内会の再生及び活性化について

- ・ 自治会・町内会を取り巻く各種問題の解決に向け、地区別計画の策定やまちづくり事業支援交付金などの財源支援策を継続的に講じること。

##### ②町民自治推進委員会条例の見直しについて

- ・ 会議における発言のしやすさ、グループワーク等による調査審議の深まりや継続性を向上させることを目的としてコンパクトな委員定数とすること。

##### ③審議経過の積極的な公開について【第1期から継続案件】

#### 【提言に基づく対応】

- ・ まちづくり事業支援交付金、コミュニティ復興支援事業交付金（R1～R3）の予算化
- ・ 地区別計画策定に向けたプロジェクトチームの発足
- ・ 町民自治推進委員会条例の改正（20名以内→12名以内に変更）
- ・ 各種審議会等における会議録の公表（R4.8.1より町HPにて公開）

#### 第3期委員会（令和4年7月13日提出）**申送書**

##### ①「子どもにやさしいまち」の理念に基づくまちづくり基本条例の見直し・検討について

- ・ 子どもの権利やまちづくりの参画について明確に謳われていないため、まちづくり基本条例の見直し・検討をすること。

##### ②成年年齢の引下げに伴う町民参画関連条例の見直し・検討について

- ・ 町民参画関連条例における年齢要件の見直し・検討をすること。
- ・ 【付帯意見】18歳までと限定⇒理念との矛盾が生じる。18歳以下まで拡大は不要 など

#### ④安平町町民参画推進条例について

##### (1) 町民参画の対象となる重要施策等

町は、次の6項目に該当する施策等の実施・策定にあたっては事前に町民参画の手続を行います。

###### ①総合計画及び町の基本的政策を定める計画等の策定又は変更

例) 安平町総合計画(基本構想と基本計画)、安平町地域防災計画、安平町過疎地域自立促進市町村計画、安平町都市計画マスタープラン、安平町地域福祉総合計画など

###### ②町政に関する基本方針を定める条例の制定又は改廃

例) 安平町まちづくり基本条例、安平町町民参画推進条例、安平町環境基本条例、安平町情報公開条例、安平町個人情報保護条例 など

###### ③町民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃

例) ・安平町空き地の環境保全に関する条例など「罰則」が定められた条例  
・公共施設設置条例など「許認可」について定められた条例  
・その他町民に対する規制や禁止行為を定めた条例 など

###### ④大規模な町の施設の設置に係る計画等の策定又は変更

広く町民が使用する公共施設、道路、水道施設等の新設・改修等で、その事業費(用地費、調査設計費を含む)が概ね5億円を超える事業

###### ⑤町民の生活に重大な影響を及ぼす施策の決定

例) 施設の統廃合、地域公共交通の再編 など

###### ⑥上記①から⑤のほか、町長が特に必要と認める事項

## (2) 町民参画手続の適用対象外

次の項目に該当する場合には、(1)で定めた対象施策等であっても、町民参画手続を省略することができます。

- ・ 軽易なもの
- ・ 緊急に行う必要のあるもの
- ・ 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの  
(町の判断の余地がないもの)
- ・ 町の内部事務処理に関するもの
- ・ 税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの

\* なお、「緊急に行う必要のあるもの」として、町民参画を実施しない場合は、安平町町民自治推進委員会に報告するとともに、対象施策等の名称、概要、担当課名、町民参画を実施しなかった理由（緊急に行う必要があるものと判断した理由）を町広報紙・町ホームページで公表します。

## (3) 町民参画の実施方法

町民参画の実施方法については、条例第7条と施行規則第6条で規定。町はこれらの中から、対象となる重要施策等の性質や検討時間などを考慮して、適切な方法を選択するとともに、具体的な方法を複数組み合わせるよう努めることとしています。

| 条例第7条（区分）  | 施行規則第6条（具体的方法）   |
|--|--|
| (1) パブリック・コメント等広く意見等を募集するための手続                         | <input type="checkbox"/> パブリック・コメント<br><input type="checkbox"/> アンケート調査<br><input type="checkbox"/> モニター制度 |
| (2) 集会の形態をとり、町民と町の対話を通じて意見交換等を行うための手続                  | <input type="checkbox"/> 町民説明会<br><input type="checkbox"/> ワークショップ   |
| (3) 会議の形態をとり、町民を含む特定の構成員による継続的な討議等を通じて、一定の合意形成を図るための手続 | <input type="checkbox"/> 審議会等<br><input type="checkbox"/> ワークショップ  |

[複数の組み合わせ例]

- ◆ アンケート調査+ワークショップ+審議会等+パブリック・コメント（総合計画策定）
- ◆ ワorkshop+町民説明会（大規模施設建設）
- ◆ 審議会等+パブリック・コメント（条例改正）

## ⑤安平町町民自治推進委員会について

[町民自治推進委員会とは]

安平町まちづくり基本条例は「育てる条例」として、その内容をいかに実践していくかが問われており、「町民のまちづくりへの参画」や「情報の共有」がきちんと実践されているか、また、守られているかなど条例の運用状況のチェックや、条例内容の見直しを図るための調査・審査機関となります。

また、同時制定した安平町町民参画推進条例に規定する町民参画手続きの実施状況等についても併せてその実施状況等をチェックし、やり方などについて意見する役割を担っています。

[町民自治推進委員会の設置の根拠]

### ○安平町まちづくり基本条例（抜粋）

（町民自治推進委員会の設置）

第37条 町長の諮問に応じ、町民の視点に立って、この条例に基づくまちづくりを推進するため、町民自治推進委員会（以下「委員会」という。）を設置します。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めます。

### ○安平町町民自治推進委員会条例（抜粋）

（所掌事項）

第2条 推進委員会は、町長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議し、答申し、又は建議する。

- (1) まちづくり基本条例の運用状況及び見直しに関する事項
- (2) 町民参画の実施状況及び研究改善に関する事項
- (3) その他町長が特に必要と認める事項

### ○安平町町民参画推進条例（抜粋）

（推進委員会の役割）

第12条 町民参画の適切な運用及び町民参画を推進する上で必要な事項の審議は、推進委員会で行うものとする。

2 推進委員会は、次に掲げる事項について調査審議し、町民参画の推進に関する事項について、町長に意見を述べるものとする。

- (1) 町民参画の実施状況に関する事項
- (2) この条例の運用状況に関する事項
- (3) 町民参画の方法の研究及び改善に関する事項
- (4) この条例の見直しに関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町民参画に関する基本的事項

## [町民自治推進委員会の組織・委員報酬・任期]

### ○委員会の組織

町民自治推進委員会は、次の区分により町長が委嘱した12名以内の委員で組織

- 1) 住民基本台帳から無作為で選ばれた方で、委員として委嘱されることを希望した方
- 2) 学識経験のある方
- 3) 地域コミュニティ団体（自治会、町内会、農事組合など）の構成員の方
- 4) その他町長が専門知識や男女構成割合を考慮して委嘱する方

### ○任期

委嘱の日から2年間（令和4年7月14日～令和6年7月13日）

### ○報酬

非常勤特別職の報酬・費用弁償条例に基づき報酬と費用弁償（車賃）をお支払いいたします。[1回につき3,000円（委員長は3,500円）]

## [町が町民自治推進委員会の委員の皆様に期待すること]

### ①安平町まちづくり基本条例の運用状況等のチェック

この基本条例では、行政（役場）と町民が一緒になってまちづくりを進めるための様々なルールを定めています。このルールがちゃんと守られているかなど、運用チェックを行う役割があります。

— こんな意見を求めています —

（ まちづくり基本条例に定められている内容がきちんと行われていないと思う。  
もっと子どもを意識した方が町民の協力が得られると思う。  
条例で定めた内容が町民生活に合っていないから、直したほうが良いと思う。 ）

### ②安平町町民参画推進条例の実施状況等のチェック

役場が、町民生活に影響する事務の変更や多額の費用が必要な公共事業を行う場合には、役場が実施決定する前に町民から意見を聴くというルールを定めています。町民からの意見をきちんと反映できているか、意見の聴き方に問題はないかなど、運用チェックを行う役割があります。

— こんな意見を求めています —

（ 違う方法で意見を聴いた方がもっと意見を集められたのでは？  
この事業は、先に意見を聴くべきじゃなかったの？  
もっと多くの人が参加しやすいワークショップを考えたほうが良いと思う。 ）

### (3) 町民参画推進条例に基づく町民参画手続の実施状況について

#### ■ 町民参画の対象となる重要施策等

#### 第6条第1項①～⑥

町は、次の6項目に該当する施策等の実施・策定にあたっては事前に町民参画の手続を行います。

##### ① 総合計画及び町の基本的政策を定める計画等の策定又は変更

例) 安平町総合計画（基本構想と基本計画）、安平町地域防災計画、安平町過疎地域自立促進市町村計画、安平町都市計画マスタープラン、安平町地域福祉総合計画 など

##### ② 町政に関する基本方針を定める条例の制定又は改廃

例) 安平町まちづくり基本条例、安平町町民参画推進条例、安平町環境基本条例、安平町情報公開条例、安平町個人情報保護条例 など

##### ③ 町民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃

例) ・ 安平町空き地の環境保全に関する条例など「罰則」が定められた条例  
・ 公共施設設置条例など「許認可」について定められた条例  
・ その他町民に対する規制や禁止行為を定めた条例 など

##### ④ 大規模な町の施設の設置に係る計画等の策定又は変更

広く町民が使用する公共施設、道路、水道施設等の新設・改修等で、その事業費（用地費、調査設計費を含む）が概ね5億円を超える事業

##### ⑤ 町民の生活に重大な影響を及ぼす施策の決定

例) 施設の統廃合、地域公共交通の再編 など

##### ⑥ 上記①から⑤のほか、町長が特に必要と認める事項

■ 町民参画手続の適用対象外

第6条第2項①～⑤

次の項目に該当する場合には、第1項で定めた対象施策等であっても、町民参画手続を省略することができます。

- ① 軽易なもの
- ② 緊急に行う必要のあるもの
- ③ 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの  
(町の判断の余地がないもの)
- ④ 町の内部事務処理に関するもの
- ⑤ 税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの

\* なお、「緊急に行う必要のあるもの」として、町民参画を実施しない場合は、安平町町民自治推進委員会に報告するとともに、対象施策等の名称、概要、担当課名、町民参画を実施しなかった理由（緊急に行う必要があるものと判断した理由）を町広報紙・町ホームページで公表します。

■ 町民参画の実施方法

町民参画の実施方法については、条例第7条と施行規則第6条で規定。町はこれらの中から、対象となる重要施策等の性質や検討時間などを考慮して、適切な方法を選択するとともに、具体的な方法を複数組み合わせるよう努めることとしています。

| 条例第7条（区分）  | 施行規則第6条（具体的方法）   |
|--|--|
| (1) パブリック・コメント等広く意見等を募集するための手続                         | <input type="checkbox"/> パブリック・コメント<br><input type="checkbox"/> アンケート調査<br><input type="checkbox"/> モニター制度 |
| (2) 集会の形態をとり、町民と町の対話を通じて意見交換等を行うための手続                  | <input type="checkbox"/> 町民説明会<br><input type="checkbox"/> ワークショップ   |
| (3) 会議の形態をとり、町民を含む特定の構成員による継続的な討議等を通じて、一定の合意形成を図るための手続 | <input type="checkbox"/> 審議会等<br><input type="checkbox"/> ワークショップ  |

[複数の組み合わせ例]

- ◆ アンケート調査+ワークショップ+審議会等+パブリック・コメント（総合計画策定）
- ◆ ワークショップ+町民説明会（大規模施設建設）
- ◆ 審議会等+パブリック・コメント（条例改正）